

「電子交換所」 設立のご案内について

平素は、山形第一信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。

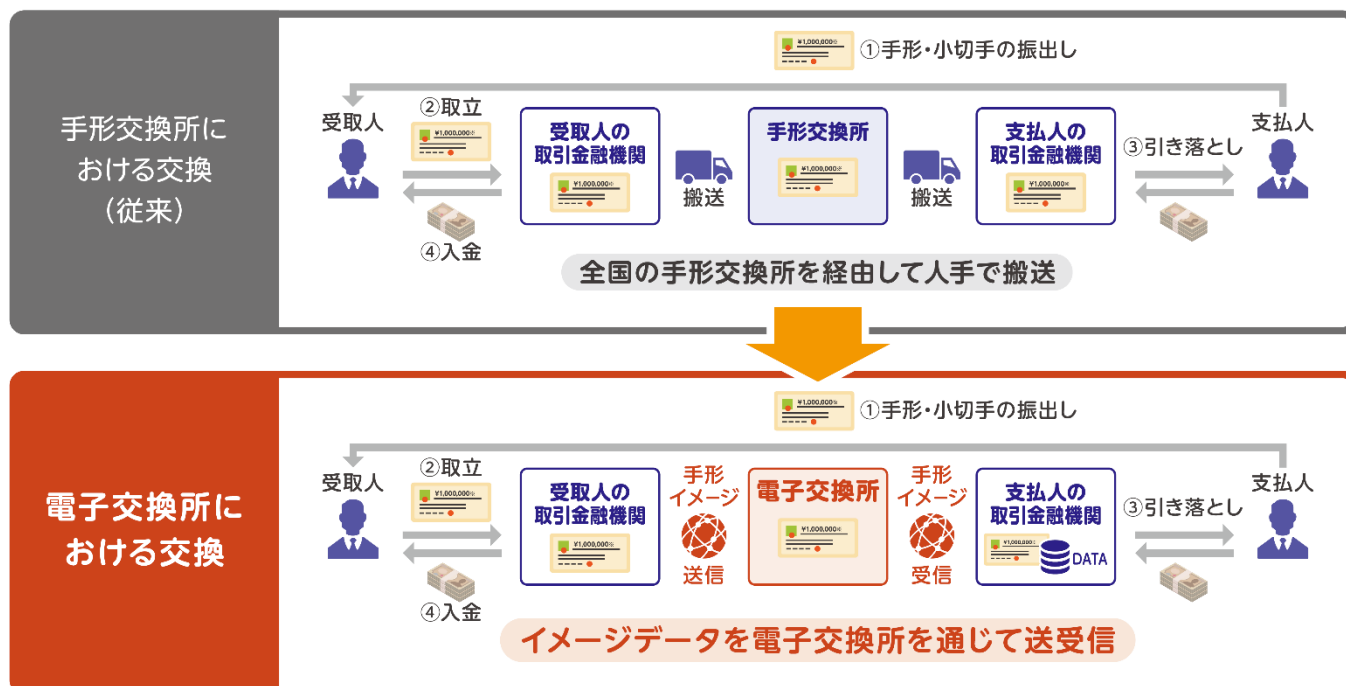
なお、手形・小切手の発行や取立依頼にかかるお手続きについては、変更はありません。

また、現在ご利用されている手形・小切手用紙につきましても、引き続きご利用いただくことが可能です。

1. 電子交換所について

今までは人手を介して現物を搬送していた手形・小切手は、電子交換所の設立により、金融機関間のイメージデータの送受信により行われるようになります。

なお、電子交換所の設立に伴い、全国各地に設立されていた手形交換所は廃止となり、原則として全ての手形・小切手が電子交換所を通じて、交換されることとなります。



(一般社団法人全国銀行協会作成『「電子交換所」設立のご案内』より抜粋)

2. 電子交換所設立に伴う変更点

(1) 手形・小切手の保管期限

手形・小切手の現物は、お支払い後、受取人の取引金融機関（取立金融機関）で3か月間保管されます。

偽造・変造が疑われる場合などは、速やかにご連絡ください。

(2) 支払可能日の変更ならびに代金取立手数料の改定について

1. 「支払可能日」の変更

電子交換所の設立後は、原則すべての手形・小切手が電子交換所での取扱いに変更となるため、「支払可能日」が統一されます。

(1) 変更日

令和4年11月2日（水）ご入金分より

(2) 窓口入金された小切手における「支払可能日」の変更

支払場所		現在	変更後
自店支払		即日	即日
当組合	同市町村	入金日の翌営業日	入金日の3営業日後 午後1時30分
	同市町村以外	取立による入金	
山形手形交換所		入金日の2営業日後	
山形手形交換所以外		取立による入金	

(3) 代金取立入金された手形における「支払可能日」の変更

支払場所		現在	変更後
自店支払		支払期日の翌営業日	支払期日の翌営業日 午後1時30分
当組合	同市町村	支払期日の翌営業日	
	同市町村以外	支払期日の翌営業日	
山形手形交換所		支払期日の翌営業日	
山形手形交換所以外		取立による入金	

2. 代金取立手数料の改定について

政府および全国銀行協会が令和8年度末に向け「紙手形・小切手の全廃、全面電子化」を目指しているほか、手形・小切手の流通量も減少するなかで、安定的な決済サービス維持に向けたコスト負担などを考慮し、下記のとおり代金取立手数料を改定させていただきます。

(1) 変更日

令和4年11月4日（金）より

支払場所		現在	改定後
当組合	同市町村	無料	取立 ※1 220円
	同市町村以外	440円	
	同市町村以外（割引）	220円	
他宛て	同市町村	無料	割引 ※手形を割引する場合は取立手数料をいただきます。 個別取立※2 1,100円
	同市町村（割引）	220円	
	同市町村以外	660円	
	至急扱い	1,100円	

※1 同一店内小切手以外は全て手数料をいただきます。

※2 電子交換所に参加しない金融機関宛ての手形・小切手など郵送対応が必要なものが対象となります。

3. 手形・小切手への記入時の注意点

電子交換所では、スキャナ等から手形・小切手の券面の情報を読み取り、電子データに変換して金融機関間で送受信を行います。券面の情報を正しく読み取るため、以下の事項にご注意のうえ、記入を行ってください。

(1) 手形券面へのメモ書き禁止

手形券面の余白等にメモ書きは行わないでください。

(2) 金額欄への捺印禁止

手形券面の金額欄、信用組合名、QRコードに重なるように捺印を行わないでください。

(3) 金額の記入方法

- ① アラビア数字（算用数字、1、2、3…）でご記入の場合
 - ・必ずチェックライターを利用してください。
 - ・金額の頭部「¥」、その終わりに「※」、「★」等の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
 - ・チェックライターのインクが薄い場合、金額が読み取れないことがあります。濃い文字で印字されるようにインクをご確認ください。
- ② 漢数字でご記入の場合
 - ・文字の間をつめ、下表の漢数字のみを使用してください。

	1			2			3		4			5		6		7		
漢数字	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000			10,000						
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬				

- ・崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- ・金額の頭には「金」を、その終わりには「円」、または「円也」を記入してください。

(4) 記載事項の訂正

- ・金額を誤記した場合は、訂正を行わず新しい手形・小切手用紙を使用してください。
- ・金額以外の記載事項を訂正する場合は、訂正箇所にお届け印を捺印してください。ただし、捺印が金額欄、信用組合名、QRコードに重ならないようにしてください。

4. 紙の手形・小切手から電子的な決済手段への移行をご検討ください。

金融界では、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら、2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。

お客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさい）の利用やインターネット・バンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。